

災害事例及び措置 情報 (平成17年1月～12月)

中部近畿産業保安監督部

番号	災害発生鉱山管轄産業保安監督部名	県名	発生年月日時間	鉱種	鉱山労働者数 A:9人以下 B:10～49人 C:50人～99人	災害事由	罹災者数(人)				原因となった装置・施設等	危険有害要因 (ハザード)の内容	災害概況	リスクマネジメント実施状況(発生前) この項目は平成17年度以降の災害のみ	原因	対策	詳細情報	
							死亡	重傷		軽傷								計
								4週間以上	4週間未満									
1	中部	愛知	H17.3.3	非金属	B	外・転倒				1	1	チェーンカバー	周囲未確認	ロータリーバルブの修理作業中、近くのスクリーコンベアを跨ごうとしたときに、修理のため取り外していたチェーンカバーの縁に乗り、滑って足首を負傷した。		見通しの悪い箇所に、足元を十分確認しないまま、足を着いたため。	作業開始前には、必ず作業箇所及びその周辺の点検を行い、特に足場については十分行うことが重要である。本災害の対策としては次のとおり。 ・見通しの悪い箇所へ足を着く場合、足元を十分に確認のうえ足を着くよう教育、指導する。 ・修理のため機械を分解する場合、取り外した部品及び工具類は整理し、安全な場所に置いておく。	無
2	中部	岐阜	H17.3.19	金属	D	外・墜落		1			1	電解工場のカソード	作業方法の不備	カソードからの亜鉛剥ぎ取りは、通常剥ぎ取り装置で行っているが、災害当日は電気分解の状況が悪く、手作業で亜鉛を剥ぎ取っていたところ、突起物が左足に引っかかり転落し、罹災した。		転落のおそれがある箇所で、重量のある亜鉛板を手作業で投下したため。	必要に応じて、作業方法の見直しを行うことが重要である。本災害の対策としては次のとおり。 ・不良亜鉛板が発生した際の運搬方法等の見直し。	概要図17-2
3	中部	三重	H17.3.21	石灰石	C	外・墜落		1			1	ケーシングミル	墜落防止措置の不履行	ケーシングミルの発じんを防止するため、隙間を埋めるコーキング作業中にケーシングミルの上部高さ2.4mから墜落し、頭部外傷した。		安全帯等の墜落防止措置を行わずに作業を行ったため。	高所作業にあたっては適切な墜落防止措置を行うことが必要である。本災害の対策としては次のとおり。 ・災害発生箇所における墜落防止設備、昇降用階段の設置。 ・高所作業における安全帯等の使用徹底の周知。 ・高所作業における安全作業標準の作成。	概要図17-3
4	中部	岐阜	H17.6.10	金属	D	内・運搬その他		1			1	機関車(バッテリー車)	作業方法の不備	バッテリー車が脱線したため、大型ジャッキで持ち上げ車体と軌道間に木材を鋼材をかませ、軌道上に水平移動させようとした。後輪を軌道に戻した後、前輪の復旧作業を開始し、車体の下に木材を敷き、罹災者がさらに鋼材をかませようと車体と木材の間に左手を入れていたところジャッキが外れ、罹災者の左手が車体と木材の間に挟まれ罹災した。	当該箇所は、休止区間であったため、RMは実施しておらず、担当監督者による巡視、監視のみを実施。	・車輪が摩耗していた機関車を使用したこと。 ・軌道の整備が不十分であったこと。 ・上記2点の要因により脱線したこと。 ・ジャッキの設置方法が不適切だったこと。 ・罹災者が、ジャッキが破損または外れた場合に、機関車と木材に挟まれる場所に手をいれていたこと。	作業前には、作業方法の確認が必要である。また、設備面で不具合の改善が必要である。本災害の対策としては次のとおり。 ・軌道分岐箇所の総点検 ・坑口から工事現場までのレール不良部を改修 ・重量物をジャッキアップする場合の基本ルールを再教育 ・車輪の摩耗したバッテリー車の整備	無